

安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託 仕様書

1. 業務目的

本市では、少子化や若者の都市部への流出による人口減少が進む中、多様な就労ニーズに対応できる雇用の場を確保し、若者の地元定住を促進するため、企業誘致を重点的に行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多様で柔軟な働き方が求められており、全国各地でテレワークが急速に普及している。こうした状況を受け、都市部からの人の流れや、地方における魅力ある労働環境を創出するため、企業誘致を推進するとともに関係人口の拡大を図ることが喫緊の課題となっている。

本業務は、他の自治体が行っている企業誘致事業とは差別化を図るために、本市の地域資源や地理的特色を生かした誘致戦略を策定するとともに、受託者の持つ誘致に関するノウハウを活用することにより、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済及び地元産業の活性化を図ることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日（金）まで

3. 業務内容

① 誘致戦略の策定

安芸市の地域資源（地域課題・人材（教育機関）など）を洗い出し、その地域資源に関連した誘致すべき企業を選定し、進出した際の「メリット」を明確化する。戦略策定の際に、庁内関係者より幅広く情報を収集すること。また、誘致戦略の策定支援は実際に企業を誘致した実績がある者が策定に関わることとする。

② プレゼン資料制作

策定した誘致戦略や誘致に関する情報をイベント出展時や商談時等に企業へ提示するため、プレゼン資料（パワーポイント）7ページ程度を制作すること。

③ 地方進出検討企業との面会の場の設定

安芸市と地方進出検討企業が直接又はオンラインにより面談できるイベント等を受託者が開催し、地方進出検討企業に向けてプレゼンと協議ができる場を提供すること。

また、商談企業は合計10社以上設定し、プレゼン聴講企業リストおよび商談企業リストをイベント終了後に提出すること。

4. 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

5. 成果物

(1) 成果物の納品

受託者は、成果物を業務完了日までに安芸市企画調整課に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

本業務の成果物納品形式は、以下の通りとする。

- 誘致戦略書製本（2部）
- プレゼン資料データ(1式)
- 出展イベント等の聴講企業リストデータ（1式）
- 出展イベント等の商談企業リストデータ（1式）
- 業務報告書（2部）
- 上記成果物の電子データ（CD又はDVD等の記録媒体。誘致戦略書及びプレゼン資料のデータ形式は、パワーポイントとすること。）

6. その他

- (1) 業務について疑問が生じた場合は、担当者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を、当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (3) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は安芸市に帰属する。
- (4) 本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトなどを使用する場合には、あらかじめ安芸市と協議のうえ著作権法に定められた手続きによること。
- (5) 受託者は業務が完了したときは成果物を遅滞なく提出して、安芸市の検査を受けなければならない。